

京都市立上鳥羽小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 目的・基本理念

「いじめ」は、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。道徳教育を充実・いじめに対する取組状況を学校評価項目に位置付けることなど、いじめの早期発見や未然予防につなげるとともに、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事件についても、学校が組織として学校内で情報を共有・把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導をし、解決につなげることが重要である。

本方針は子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任 生徒指導部会担当教員 スクールカウンセラー 子ども支援コーディネーター
--

(2) 役割・取組内容

- ・発見されたいじめ事案への早急かつ徹底した対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口と対応方針の決定
- ・重大事案への対応及び連携機関との連絡
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、の時期の決定
- ・取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、保護者に結果を知らせる。
- ・未然防止の取組の年間計画の決定

(3) 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

第十八条（略）

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止の取り組み

ア 学習環境の整備

- ・ 成果物の掲示
- ・ 校内美化活動
- ・ あいさつ運動（2525えがおの日）

イ 授業改善の充実

- ・ 全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・ 学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るためにICTを活用した授業づくり。
- ・ 児童同士の絆づくり（学級活動、クラブ活動、委員会活動、部活動）

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・ 守るべきものをきちんと教え、伝える。共に考え、育んでいく道徳教育。
- ・ 「なかまの日」の学習による人権教育の推進。
- ・ よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・ 警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。
- ・ 全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

エ 体験活動の充実

- ・ 宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・ 学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・ 総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

オ 児童が自主的に行う活動の充実（児童同士の絆づくり）

- ・ 望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・ たてわり活動による異学年交流。

カ 児童へのはたらきかけ

- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・ピア・サポート活動による児童同士の絆づくり
- ・朝会を利用した児童への話
(いじめ対応チームを知らせ、担任以外に話せる場があることを伝える)
- ・地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動・見守り隊の実施。

キ 保護者の啓発

- ・学校としていじめ防止活動を行うことを周知
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

ク その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（学校におけるいじめの防止）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（２）いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報供給

- ・日常の児童に関する情報共有
- ・登校、休み時間、児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ・京都府警のOBによるいじめ防止教室でSNSについて学ぶ。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

（ア）アンケートなど

- ・学校評価アンケート、いじめに関する記名式アンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

（イ）教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施、発見の強化。
- ・ＳＣとの連携による教育相談

(ウ) 相談体制の整備

- ・気になる児童への定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめの早期発見のための措置）

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2（略）

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

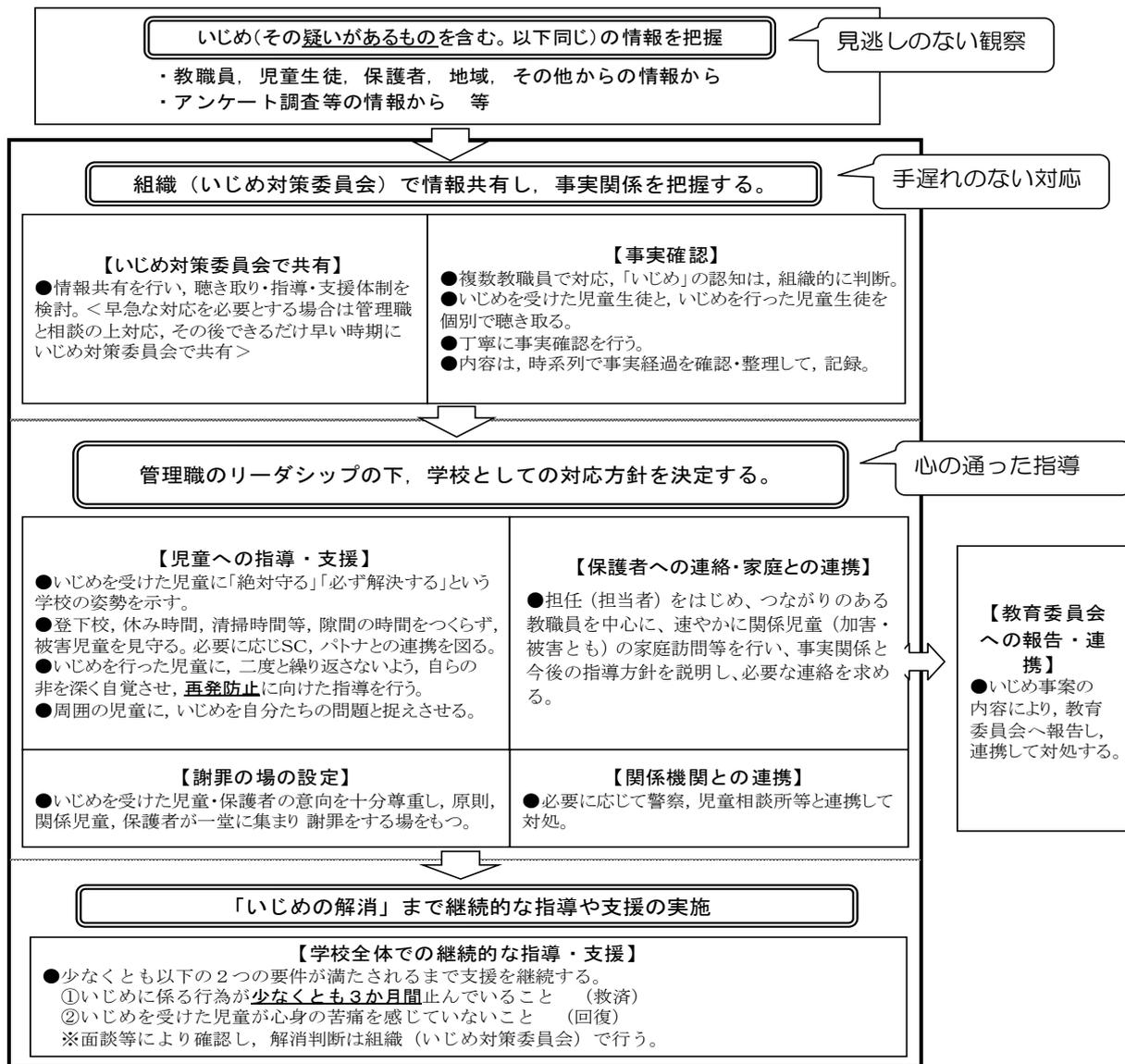
(3) いじめが起こったときの措置

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。いじめの発見や報告を受けた時は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめが発覚した時の対応

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。 ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。 ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。 ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。



<参考>いじめ防止対策推進法（以下、点線内は関係する同法の条文）

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・地域生徒指導連絡協議会等を活用しての地域への啓発。

エ「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

学校全体での継続的な指導・支援を行う

- ・救済、回復の2つの要件が満たされるまで支援を継続
- ・いじめ対策委員会で組織的、継続的にかかわる

(4) 教職員の資質向上（校内研修）

ア 内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

イ 実施時期

- ・年間を通じて複数回

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者、地域への情報発信、啓発、協同の取組

- ・学校だより・学年だより等での発信
- ・学校運営委員会・PTA運営委員会・地域生徒指導連絡協議会等での啓発
- ・京都府警との連携

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 （略）

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

6 年間計画（予定）

年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学級開き 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート結果・いじめにつながりかねなかった事例等を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観 学級懇談会の中で保護者啓発 学校ホームページにて、いじめ対策委員会の設置とメンバーを周知
5	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会① 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、気にかかる児童の確認」 生徒指導校内研修会① 「いじめ等、気にかかる児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す（なかまの日の学習） 1年生を迎える会 【6年】非行防止教室（未定） 	<ul style="list-style-type: none"> なかまの日の学習内容を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 家庭訪問週間 学校運営協議会で説明
6	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会② 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかまの日の人権学習（総合育成支援教育） 【6年】修学旅行 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめに関する記名式アンケート実施、学年集約と共有① クラスマネジメントシートを実施し、児童の関係性などを認知①。 	
7	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会③ 「クラスマネジメントシートの結果・分析」 「いじめに関する記名式アンケートの結果」 		<ul style="list-style-type: none"> 無記名アンケート実施（1～6年）学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会 地域生徒指導連絡協議会で「学校の様子」を伝える。
8	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会④ 「学校教育を円滑に進めるための研修」 			
9	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会⑤ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかまの日で人権学習 		
10	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会⑥ 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 職員会 「学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【5年】 花背山の家 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価②
11	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部会⑦ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 なかまの日で人権学習 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式アンケートの実施、学年集約と 	

1		・運動会	共有② ・人権啓発懇談に向けての共通理解	
1 2	・生徒指導部会⑧ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 ・生徒指導校内研修会③	【共通】 ・人権集会		・人権月間「学校だより」で啓発 ・人権啓発・懇談会 ・家庭教育学級 ・個人懇談会 ・地域生徒指導連絡協議会で「学校の様子」を伝える。
1	・生徒指導部会⑨ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 職員会議 「学校評価の結果の共有」②		・人権月間のふり返り	
2	・生徒指導部会⑩ 「記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」	【共通】 ・図工展 ・学習発表会 【6年】小中連携② 【5年】わくわく work land	・無記名アンケートの実施（1～6年）、学年集約と共有	・授業参観・懇談会
3	・生徒指導部会⑪ 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針の確認」	【共通】 ・6年生を送る会 【6年】 ・卒業式	・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存）	・地域生徒指導連絡協議会で「学校の様子」を伝える。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」の開催時期は年間計画に記載したとおりだが、緊急対応の場合は、この限りではない。いじめに関する事案の発覚時には、速やかに臨時で開催する。

事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。